

応援金で中小企業の

賃上げ後押し!

**延長
しました!**

愛媛県では、物価・資源価格の高騰が続く中、生産性向上と賃上げに取り組む中小企業等を支援するため、国の業務改善助成金の上乗せ補助や同助成金の申請手続等に要した社会保険労務士等への報酬費用補助を実施します。



申請期限 令和7年5月30日(金) 必着

※予算の範囲内で実施するため、申請期限前に受付を終了させていただく場合があります。

えひめ業務改善応援金の概要

① 国の業務改善助成金の上乗せ補助

国の業務改善助成金 (愛媛労働局)

賃上げ

〔事業場内最低賃金を
30円以上引上げ〕

+

生産性向上に
資する

設備投資等

**設備投資等の費用の
一部を助成**

業務改善応援金 (愛媛県)

国の助成額の
1/10を補助

※国の業務改善助成金の内容に変更が生じた場合、事業内容が変更となる場合があります。最新情報は県ホームページでご確認ください。

※国の業務改善助成金については、こちら(厚生労働省ホームページ)をご確認ください。



② 社会保険労務士等 への報酬費用補助

国の業務改善助成金の申請手続等のために
社会保険労務士 又は 社会保険労務士法人に支払った

報酬費用の**1/2**を補助(上限額:5万円)

※②のみの申請はできません。

申請
お問い合わせ先

愛媛県労政雇用課

TEL.089-912-2501 受付時間/8:30~17:15
(土日祝日は除く)

E-mail rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

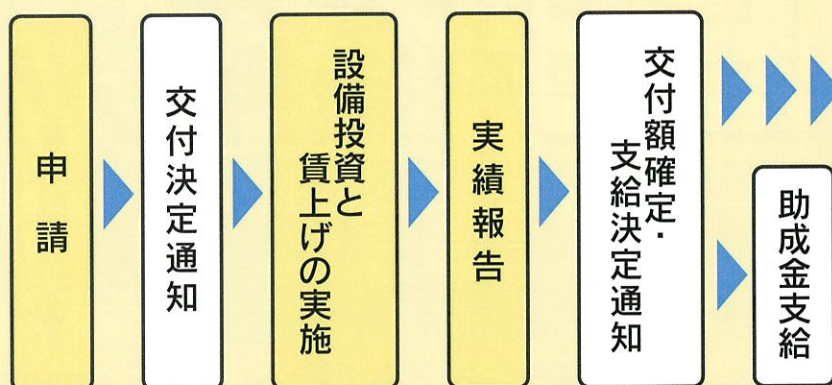
詳しくは、裏面
又は、愛媛県HPをチェック

えひめ 業務改善 応援金

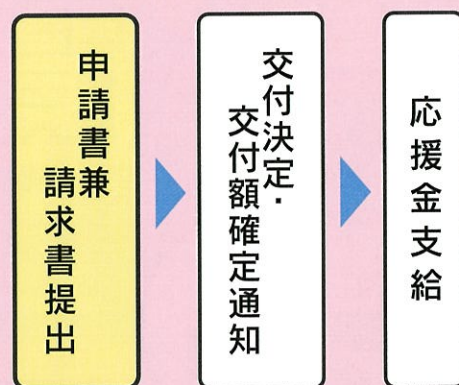
検索

応援金支給までの流れ

業務改善助成金(申請先:愛媛労働局)



業務改善応援金(申請先:愛媛県)



対象者

令和6年7月10日から令和7年1月31日までの間に愛媛労働局に業務改善助成金の申請を行い、**令和7年4月30日まで**に交付額確定及び支給決定通知を受けている中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)。

補助率

国の業務改善助成金の

支給決定額の **1/10** (一律)

申請方法

① 郵送

えひめ業務改善応援金交付申請書兼請求書に必要な書類を添えて「愛媛県労政雇用課」まで郵送してください。(送料は申請者負担となります。)
※持参による提出は受付いたしかねますのでご注意ください。

【送付先】〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県労政雇用課 雇用対策グループ

② 電子申請(手のひら県庁)

えひめ電子申請システム(手のひら県庁)の入力フォームに必要な事項を入力いただき、必要書類の電子ファイルを添付の上、申請してください。

手のひら県庁のトップページから
えひめ業務改善応援事業 で検索
又は 右の二次元コードからアクセス



申請期限 令和7年5月30日(金) 必着

※予算の範囲内で実施するため、申請期限前に受付を終了させていただく場合があります。

申請に必要な書類

- ☐ 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ☐ 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付決定通知書の写し
- ☐ 愛媛労働局に提出した国の業務改善助成金の事業実績報告書(「国庫補助金精算書」「事業実施結果報告」を含む)の写し
- ☐ 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し
- ☐ 応援金の振込口座の預金通帳の写し(金融機関名、店番号、口座の種類、口座名義力ナの記載されているページ)

社会保険労務士等への報酬費用補助も申請する場合は、以下の書類を併せて提出してください。

- ☐ 社会保険労務士等の報酬費用の領収書等の写し

※領収書等で報酬費用の内容が確認できない場合は、内容が確認できる書類を併せて添付してください。

※提出のあった書類で交付要件を満たしていることが確認できない場合など、追加書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。